

飲食店のチャレンジを支援します！

飲食店等が新たにデリバリーやテイクアウトに
取り組むための初期費用を補助

基本情報

対象	県内飲食店(飲食料品を提供する宿泊施設を含む)
補助金額	上限10万円(対象経費の2分の1以内の額) ただし、派遣会社を通じて必要人員を受け入れた場合、 上限20万円(対象経費の10分の10以内の額)
対象経費	テイクアウト又はデリバリーへの参入に要した初期費用 (容器購入費、配送車リース料など)

詳しい内容については裏面をご覧ください

手続き

ステップ1	事前申出書を提出 (提出方法)持参, 郵送, FAX, 電子メール	速やかにお支払いできるように、あらかじめ 内容を審査し必要な確認や調整をさせて いただきます。 審査が完了したら文書で通知します。
 ステップ2	交付申請及び実績報告 書, 交付請求書を提出 (添付書類あり)※ 要押印 (提出方法)持参, 郵送	補助金の交付の可否及び交付額につい て通知します。 交付決定後、ご指定の金融機関の口座 に補助金を振り込みます。
留意事項	補助金交付決定後は、県のホームページにおいて補助金の交付対象と なったこと及びデリバリー又はテイクアウトの内容等を紹介します。 補助金交付後、補助金交付対象に該当しないことが判明した場合は、補 助金を返還していただきます。	

書類の提出先及び問い合わせ先

鹿児島県商工労働水産部商工政策課商店街活性化推進室(担当:西,松浦)

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

電話 099-286-2111(内線2932), 099-286-2939(直通)

FAX 099-286-5574 MAIL shokatsu@pref.kagoshima.lg.jp

HP ホーム>産業・労働>商工業>商業振興>デリバリー又はテイクアウトを行う飲食店等への支援

https://www.pref.kagoshima.jp/af21/sangyo-rodo/syoko/delivery_takeout.html

鹿児島県HP



デリバリー・テイクアウト参入支援事業

鹿児島県は、新型コロナウイルス感染症の拡大により県経済へ大きな影響が及ぶ中、新たな需要への対応により県内消費の活性化を図るため、デリバリー又はテイクアウトに参入する飲食店等に対する補助事業を実施しています。

1 補助金の交付対象者

補助金の交付の目的となる飲食店等(以下「対象飲食店等」といいます。)を経営する者(以下「代表者」といいます。)であって、対象飲食店等及び経営者が次のいずれにも該当するものを補助金の交付対象者としています。

※「飲食店等」とは、飲食店(主として客の注文に応じ調理した飲食料品をその場所で飲食させる事業所)及び利用客に調理した飲食料品を提供する宿泊施設をいいます。

- (1) 対象飲食店等が鹿児島県内に置かれていること。
- (2) 対象飲食店等において令和2年2月1日から令和2年7月31日までの期間内にデリバリー又はテイクアウトを開始した又は開始する予定であること。
- (3) 対象飲食店等でのデリバリー又はテイクアウトが補助金の交付申請日において終了していないこと。
- (4) 対象飲食店等の経営に国又は地方公共団体が直接又は間接に参画していないこと。
- (5) 代表者が過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと。
- (6) 代表者が鹿児島県暴力団排除条例(平成26年鹿児島県条例第22号)第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。
- (7) 県税について未納がないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、この補助金の目的を達成するために必要なこととして知事が定めること。

2 補助対象経費及び補助金額

(1) 補助対象経費

対象飲食店等でのデリバリー又はテイクアウトへの参入に当たり必要となる初期費用として次に掲げる経費のうち、令和2年4月1日から令和2年8月31日までの期間内に代金を支払ったものが補助の対象となります。

ア 弁当容器

イ 広告費

ウ 配送用自動車等借上料

エ その他対象飲食店等でのデリバリー又はテイクアウトへの参入に当たり必要となる初期費用として知事が適当と認めるもの

(2) 補助金額

補助対象経費の2分の1以内の額(千円未満の端数は切り捨て)で、10万円を上限とします。

ただし、対象飲食店等でのデリバリー又はテイクアウトへの参入に伴い必要となる人員として、令和2年2月1日以降に派遣会社に登録され雇用保険に加入している者を1月以上の期間、派遣労働者として受け入れた場合の補助金額は、補助対象経費の10分の10以内の額(千円未満の端数は切り捨て)で、20万円を上限とします。

3 補助金交付の事務手続き

- (1) 補助金の交付申請をしようとする代表者は、あらかじめ、県庁商工政策課に事前申出書を提出してください。(持参、郵送、ファクス又は電子メール)

ア 提出書類 交付申請に係る事前申出書

イ 提出期限 特に定めていませんが、(4)~(5)の手続きの都合上、早めに提出することをお勧めします。

- (2) 県庁商工政策課において事前申出書の内容を審査し、代表者との間で必要な確認や調整をさせていただきます。

- (3) 補助金の交付対象になることが見込まれるときは、代表者に事前申出の手続きが完了したことを文書で通知します。

- (4) 事前申出の手続きが完了した代表者は、補助対象経費の支払いが完了した場合には、県庁商工政策課に次の書類を提出してください。(持参又は郵送)

ア 提出書類 交付申請及び実績報告書 ※ 必要な添付書類が定められています。

誓約書、交付請求書

イ 提出期限 令和2年8月31日(月)

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

郵送の場合は、8月31日までの消印があるものに限り受け付けます。

- (5) 県庁商工政策課において交付申請及び実績報告書の内容を審査した上で、補助金の交付の可否及び交付額について通知します。

補助金が交付される場合には、交付請求書に記載された金融機関の口座に補助金を振込払いします。

4 留意事項

- (1) 補助金の交付対象となった飲食店等は、県のホームページにおいて補助金の交付対象となったこと及びデリバリー又はテイクアウトの内容等を紹介します。

- (2) 補助金の交付後、補助金の交付対象者に該当しない事実が判明した場合には、補助金の交付の決定を取り消した上で、交付した補助金を一定の期限内に全額返還していただきます。

- (3) 他の補助金の交付を受けている場合、補助金額を減額することがあります。

- (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管していただく必要があります。

5 書類の提出先及び問合せ先

鹿児島県商工労働水産部商工政策課商店街活性化推進室(担当:西, 松浦)

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話 099-286-2111(内線2932), 099-286-2939(直通)

FAX 099-286-5574 MAIL shokatsu@pref.kagoshima.lg.jp

HP ホーム>産業・労働>商工業>商業振興>デリバリー又はテイクアウトを行う飲食店等への支援

https://www.pref.kagoshima.jp/af21/sangyo-rodo/syoko/delivery_takeout.html